

業務規程新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改正	現行	備考
<p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第1号～第14号まで略) <u>十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第6項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</u> <u>十六 取引停止処分</u> 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。 <u>十七 保証人等</u> でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。 <u>十八 保証利用限定特約</u> 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証人等にあつては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。 <u>十九 窓口金融機関</u> 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第1号～第14号まで略) (新設) <u>十五 取引停止処分</u> 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。 <u>十六 保証人等</u> でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。 <u>十七 保証利用限定特約</u> 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証人等にあつては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。 <u>十八 窓口金融機関</u> 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。</p>	<p>・改正犯収法にもとづく「取引時確認その他本人確認」の定義の追加。</p>

改正	現行	備考
<p><u>二十</u> 利用契約 当社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。</p> <p><u>二十一</u> 利用者 当社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。</p> <p><u>二十二</u> 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当社所定の情報が記録されるデータベースをいう。</p> <p><u>二十三</u> 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。</p> <p><u>二十四</u> 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。</p> <p><u>二十五</u> 利用者番号 当社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。</p>	<p><u>十九</u> 利用契約 当社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。</p> <p><u>二十</u> 利用者 当社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。</p> <p><u>二十一</u> 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当社所定の情報が記録されるデータベースをいう。</p> <p><u>二十二</u> 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。</p> <p><u>二十三</u> 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。</p> <p><u>二十四</u> 利用者番号 当社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。</p>	
<p>(当会社の業務の内容)</p> <p>第3条 当社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の取引時確認<u>その他</u>本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務</p> <p>二 参加金融機関の審査および管理に関する業務</p> <p>三 電子記録の請求および記録に関する業務</p> <p>四 でんさいの口座間送金決済に関する業務</p> <p>五 でんさいの支払不能処分制度に関する業務</p> <p>六 電子記録の記録事項等の開示に関する業務</p> <p>七 記録原簿および請求受付簿の管理に関する業務</p> <p>八 前各号に掲げる業務に付随する業務</p> <p>(第2項略)</p>	<p>(当会社の業務の内容)</p> <p>第3条 当社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務</p> <p>二 参加金融機関の審査および管理に関する業務</p> <p>三 電子記録の請求および記録に関する業務</p> <p>四 でんさいの口座間送金決済に関する業務</p> <p>五 でんさいの支払不能処分制度に関する業務</p> <p>六 電子記録の記録事項等の開示に関する業務</p> <p>七 記録原簿および請求受付簿の管理に関する業務</p> <p>八 前各号に掲げる業務に付随する業務</p> <p>(第2項略)</p>	<p>・改正犯収法にもとづく取引時確認を実施することを明確化。</p>

改 正	現 行	備 考
<p>(業務委託契約)</p> <p>第7条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務</p> <p>二 電子記録の請求および記録に関する業務</p> <p>三 でんさいの口座間送金決済に関する業務</p> <p>四 でんさいの支払不能処分制度に関する業務</p> <p>五 電子記録の記録事項等の開示に関する業務</p>	<p>(業務委託契約)</p> <p>第7条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務</p> <p>二 電子記録の請求および記録に関する業務</p> <p>三 でんさいの口座間送金決済に関する業務</p> <p>四 でんさいの支払不能処分制度に関する業務</p> <p>五 電子記録の記録事項等の開示に関する業務</p>	<p>・改正犯収法にもとづく取引時確認を実施することを明確化。</p>
<p><u>附 則（平成26年1月1日改正）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 この規程は、平成26年1月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>	

以 上